

施設運営業務編要求水準書に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答	
28	2	第1章	第3節	8	災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理を本組合が実施しようとする場合は、受注者はその処理に協力すること。」とありますが、このような場合に生じる追加費用については貴組合にて負担いただけるものと思料してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
29	4	第1章	第4節	1		「運営業務提案書参考図書」とありますが、この具体的内容についてご教示して頂けないでしょうか。	提案図書は様式に従い提出される図書を指し、その他の資料を提案参考図書とします。
30	4	第1章	第4節	2	運営業務提案書の変更	「事業期間中に本要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において本要求水準書を満足させる変更を行うものとする。」とありますが、これは、受注者の責めに帰すべき事由により要求水準書に適合しない場合と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
31	11	第4章	第1節		受付管理	搬入基準は貴組合が設定するとありますが、入札金額積算の前提となるため、入札前に内容を設定の上、提示して頂けないでしょうか。 また、その後基準を貴組合が変更し事業者に追加費用が発生した場合、貴組合に負担して頂けないでしょうか。	現時点では、要求水準書別表1の搬入禁止物及び産業廃棄物は、受け入れてはならないものと考えています。 基準の変更による追加費用については協議します。
32	11	第4章	第4節		料金徴収	料金徴収の具体的手続等、事前協議とさせて頂けないでしょうか。	竣工前に協議します。
33	12	第5章	第2節		年間運転日数	「施設の年間運転日数は330日以上を可能とすること。」とありますが、他の弊社納入施設の運転実績を踏まえ、年間稼働日数を280～330日/炉の間で設定して施設規模を提案してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。ただし、提案された運転日数は保証事項となります。また、施設規模の変更に伴い必要となる追加申請書類の作成支援も行ってください。
34	12	第5章	第5節		搬入管理	組合搬入ごみについては、「混入防止に努めること。」、直接搬入ごみについては、「混入を防止すること。」(ダンボール等は内容を確認すること)とされています。この点、搬入禁止物に関しては、実態としては、目視検査において相当な注意を払っていれば発見できたか否かについての証明は事実上不可能と考えられますので、プラットフォーム監視員が目視検査を適正に実施していたことの事実が証明された場合においては、搬入禁止物の混入は、受注者の責めに帰すべき事由によるものではないと理解してよろしいでしょうか。	プラットフォーム監視員が目視検査を適正に実施していたことの事実が証明された場合においては、ご質問のとおりです。
35	13	第5章	第6節		適正処理	貴組合(又は組合構成員)で確保している最終処分場への搬出ができない場合で施設内の保管能力を超えた場合、受入先の確保は貴組合の責任分担との理解でよろしいでしょうか。	溶融飛灰については、ご質問のとおりです。要求水準書に示す品質を満足した溶融固化物、メタル等が逆有償となる場合については協議します。
36	13	第5章	第9節		搬出物の性状分析	「受注者は、本施設から搬出する溶融飛灰、スラグ、メタル等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。」とありますが、メタルにつきましては、JIS等の一般的な管理基準が無いことから、利用先の受入基準に基づく出荷時の管理規定を設定することでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
37	16	第6章	第8節		改良保全	DCS更新等の改良保全は、本件事業費に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	改良保全は本組合と協議することとなっております。従って、本件事業には含まれません。
38	20	第9章	第5節		住民対応	本施設の設置そのものに対する住民対応は貴組合にて実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。